

# 区長並びに事務職員等服務規程

## 〔目的〕

第1条 この規程は、口大野区（以下「区」という。）の区長並びに事務職員等（以下「職員等」という。）の服務について必要な事項を定める。

## 〔職員等〕

第2条 この規程にいう職員等とは、第4条に定める手続きにより区の職員として身分を持つものをいう。

## 〔遵守すべき事項〕

第3条 区長並びに職員等は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員は区長の指揮に従い誠実に自己の職務に精励しなければならない。
- (2) 職員は区長と一致協力して、区の業務遂行と区民への奉仕を心がけなければならない。
- (3) 業務上知りえた区民等の個人情報等を漏らしてはならない。
- (4) 区及び口大野公民館等の区有施設の維持管理に心がけ、備品類は丁寧に取り扱い正常な状態を維持し、持ち帰りしてはならない。

## 〔職員の採用〕

第4条 職員は公募により区に就職を希望する者の中から選考し、町内会長会の同意を得て採用する。

2 嘱託職員は区長の選任により、町内会長会での同意を得て採用する。

3 職員の採用選考に当たっては次の各号とする。

- (1) 選考書類は、履歴書並びに健康診断書及び住民票の提出を求める。
- (2) 採用決定は、一カ月間の試用雇用期間を置いた後に町内会長会議において決定する。

## 〔職員の解雇〕

第5条 職員が次の各号の一つにでも該当するときは、30日前に解雇の予告を通知するか一月分の給与または賃金を支給して即時解雇することができる。

- (1) 精神もしくは身体に故障があるか、または虚弱疾病のため業務に耐えることが出来ないと認められるとき。
- (2) 老化が進み業務能力が著しく低下したと認められるとき。
- (3) 第3条の各号に違反したとき。
- (4) 区の運営上やむを得ない事情があるとき。

## 〔職員の定年〕

第6条 職員の退職定年は満65歳到達年度末日とする。ただし区事務における支障がある場合、定年後の勤務延長は区長と当該者と協議のうえ町内会長会にて決定する。

2 定年後の勤務条件は、当該者と協議するものの昇給は行わないものとする。

〔希望退職〕

第7条 職員が退職を希望するときは次の手続きを経なければならない。

- (1) 退職を希望する45日前までに区長に退職願を提出しなければならない。
- (2) 退職願を受理した区長は、町内会長会議で報告のうえ職員と退職期間までの事務引継ぎを含め、就業調整を行わなければならない。

〔退職金・慰労金〕

第8条 区長及び職員が退職時に退職金または慰労金を支給する。

- (1) 区長の退職金は原則任期が満了した時支給する。ただし、任期途中で退任するときは町内会長会で定めた慰労金を支給する。
- (2) 職員の退職金は3年以上勤務した者に支給する。3年未満のときは町内会長会で定めた慰労金を支給する。

〔勤務時間〕

第9条 区長及び職員の勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務時間及び労働時間

区 長 午前9時30分から午後5時までで労働時間は週 30 時間以内とする。

職 員 午前9時から午後5時までで労働時間は週 35 時間以内とする。

嘱託職員 午前9時から午後3時までで労働時間は週 20 時間以内とする。

(2) 休憩時間

区 長 午後0時30分から午後2時00分

職 員 午前11時30分から午後0時30分までの他、午後に15分間

嘱託職員 午後0時から午後1時

〔休 日〕

第10条 区長及び職員の休日は次のとおりとする。

- (1) 官暦で決められた祝祭日、土曜日、日曜日
- (2) 年末年始 7日間（12月29日から1月4日）
- (3) お 盆 4日間（8月13日から8月16日）
- (4) そ の 他 区長が特別に定める日

〔時間外または休日勤務〕

第11条 区または公民館事業、その他の都合により職員を時間外または休日に勤務させることができる。この場合職員の了解を得なければならない。

〔欠勤届〕

第12条 職員が欠勤するときは事前に届けなければならない。ただし、事前の届けが出来ない理由があるときは、欠勤開始日速やかに何らかの方法により届けなければならない。

〔有給休暇〕

第13条 職員が採用されて1年経過後、全就業日数の80%以上勤務した者には下記のとおり有給休暇を与える。

1年につき6日、2年以上継続して勤務した者には1年につき1日を加算

する。ただし、年間の総日数は 20 日までとする。

〔懲戒解雇〕

第 14 条 職員の行為が次の各号の一つに該当したときは、行政官庁の指導を受け、懲戒免職として解雇を通告し退職金は支給しない。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤が 14 日以上続いたとき、または 1 カ月 5 回以上に及んだとき。
- (2) 許可なく区や公民館の物品を持ち出したとき。
- (3) 他人に暴行脅迫を加え、または業務を妨害したとき。
- (4) 故意または重大な過失により区または公民館に損害を与えたとき。
- (5) 区に在籍のまま無断で他に雇い入れられたとき。
- (6) 区または公民館の名誉を棄損し、或いは区民に著しい損害を与えたとき。

(附則)

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 12 年 4 月 1 日一部改正
- 3 平成 16 年 4 月 1 日一部改正 (法人化、合併による名称変更)
- 4 平成 17 年 4 月 1 日一部改正 (雇用条件の一部変更)
- 5 平成 18 年 4 月 1 日一部改正 (用務員の雇用変更)

(附則)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 25 日に一部改正し令和 7 年 4 月 1 日より施行する。